

保育施設利用確認書

【2, 3号認定】

保育施設利用申込みにあたり重要事項の確認となりますので、必ずお読みいただき、確認欄にチェックの上署名(裏面)をし、提出してください。

●教育・保育給付支給認定証の有効期間と保育利用期間・利用内容について

		確認欄
1	入所審査に必要な書類に虚偽の申請があった場合には、入所を取り消します。	☐
2	入所後、勤務・家庭状況(仕事の状況、妊娠、出産、引っ越しなど)に変更が生じた場合は、坂東市役所こども課で必要な手続きを行ってください。 ※認定保護者が、坂東市民以外の方は、お住まいの市町村で手続きしてください。	☐
3	入所中であっても次のような場合は退所となります。 ・教育・保育給付認定証の有効期限が終了したとき ・1か月以上休所するなど、保育の必要性がなくなったとき	☐
4	<u>求職活動における認定期間は、入所月から3か月間です。</u> ※認定期間の延長はできません。 就職が決まった場合は、認定期間内に変更認定申請の手続きを行ってください。また、就労開始日から1か月以内に「就労証明書」を提出してください。 <u>認定期間内に就職が決まらない場合又は就労証明書を提出されない場合は退所となります。</u>	☐
5	妊娠・出産を理由としての認定期間は、 <u>出産予定月を含む3か月間</u> となります。 保育認定事由「妊娠・出産」で入所した場合、原則上記期間以降の利用はできません。	☐
6	「育児休業」及び「就労予定」を理由として認定を受けている場合は、 <u>復職または就労開始後、すみやかに就労証明書を提出</u> をしていただくことが条件となります。	☐
7	児童の送迎は認定を受けた保育利用時間に沿って、各保育施設が定める時間内に行ってください。また、各保育施設が定める時間以外を利用する場合は、延長保育料が発生する場合があります。	☐
8	「保育が必要なことを証明する書類」について ①「保育が必要なことを証明する書類」の有効期限は、 <u>証明日・申告日より3か月間</u> です。 証明日・申告日から3か月を過ぎている場合や雇用期間が終了している場合は、受付することができませんのでご注意ください。 ②鉛筆や消せるボールペン等で記入された「保育が必要なことを証明する書類」は無効となります。 ③ <u>訂正には代表者の訂正印が必要です。</u> また、 <u>修正液、修正テープ等を利用した訂正は無効</u> となります。 ④ご提出いただいた「保育が必要なことを証明する書類」について、勤務先等に問い合わせる場合があります。	☐
9	利用開始当初は児童が施設になれるための「ならし保育」があり、認定された利用時間に関わらず、お迎えの時間が早くなります。 転園された場合も同様にならし保育があります。ならし保育の期間については、各保育施設及びお子様の状況により判断します。	☐
10	保育施設決定後に、 <u>決定した保育施設を辞退し、別の保育施設を希望される場合には、再度申請が必要になります。</u> 状況によっては入所できない場合もありますのでご注意ください。また、必ず保育所入所申込(辞退・取下)届を提出してください。	☐

★裏面もあります。

●保育料・副食費に関することについて

確認欄

1	保育料・副食費は市区町村民税額により算定しますので必ず税の申告を行ってください。 ※所得がない場合も申告が必要となりますので、ご注意ください。	☐
2	保育料・副食費は、 未申告により住民税不明の場合には、最高額で算定します。	☐
3	保育料・副食費は、世帯の市区町村民税額により算定しますので、離婚されていても児童と同居している場合や別居されても戸籍上児童の親権者である場合は、父母の税額を合算の上、保育料・副食費を算定します。また、父母が非課税の場合、同居している祖父母等の市区町村民税額を合算し、保育料・副食費を算定することがあります。	☐
4	市町村民税額や、世帯状況が変更になった場合は、保育料・副食費も変更となる場合があります。	☐
5	保育料が無償となるのは、3歳児クラスに在籍となった年度からです。2歳児クラスに在籍する児童が3歳の誕生日を迎えた場合についても、年度内は保育料が発生します。	☐
6	保育料・副食費は、毎月期日までにお支払いください。 ※公立認定こども園・公立幼稚園、市外の私立保育所に通われるお子さんの保育料・副食費については、原則として口座振替とさせていただきます。	☐
7	公立認定こども園・公立幼稚園、市外の私立保育所に通われるお子さんの保育料・副食費に滞納がある場合、児童手当を窓口払いとし、納付相談をさせていただきます。また、自宅・職場への訪問徴収の他、預貯金や給与、財産差し押さえ等、滞納処分の対象となります。	☐

転入誓約書(転入予定者のみ記入)

入所希望月の前月の末日までに坂東市に転入し、住民登録の異動及び入所手続きをすることを誓約します。手続きができない場合は、保育所入所承諾を取り消されることに異議ありません。 転入予定住所:坂東市 転入予定日: 年 月 日 【必要書類】①、②のいずれかを添付 ①売買契約書または賃貸契約書の写し ②同居予定申立書(※同居予定の住宅の所有者が同居を合意することを示す書類)	☐
--	--------------------------

坂東市長 宛 以上のことについて確認し、了承しました。 年 月 日	保護者氏名	
※本人の自署をお願いします。		